

平成29年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日時 平成29年7月14日（金）14時30分～16時45分

場所 さいたま市民会館うらわ 503・505会議室

【出席委員】（敬称略）

天野政則、五十嵐樹里奈、大町明、岡村勝巳、柿塚一二三、北濱博之、佐々木みつる、清水政和、鈴木千代子、月岡朗、角田丈治、長塩礼子、中田幸枝、中根朝子、根本淑江、藤高祥子、藤谷克己、保坂由枝、山本光彦

【事務局】

保健福祉局：青木理事

保健福祉局福祉部：清水部長、佐藤副理事

いきいき長寿推進課：青木課長、相馬主幹、小島係長、田辺主査、藤波主任、山下主事

介護保険課：緑川課長

高齢福祉課：大塚課長（欠席）

区高齢介護課：小山課長（西区）、松本課長（北区）、浅見課長（大宮区）、猪野課長（見沼区）、川角課長（中央区）、阿泉課長（桜区）、西村課長（浦和区）、兼山課長（南区）、石崎課長（緑区）、中村課長（岩槻区）

さいたま市社会福祉協議会

：佐藤在宅サービス課長、西村生活支援コーディネーター、清水主査（大宮）、中島主査（浦和）

【傍聴人】 6名

会議

1. 開会	
司会	平成29年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会開会。 本日の配布資料確認。 ・次第 ・委員名簿 ・席次表 ・資料1 当日資料 本運営協議会の退任者報告（田中岑夫委員）。 本運営協議会での協議は、以下の事項。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの設置等に関する事項</li> <li>・運営・評価に関する事項</li> <li>・地域包括支援センター職員の確保に関する事項</li> <li>・さいたま市区地域包括支援センター連絡会に関する事項</li> <li>・その他地域ケア及び市全域において調整を必要とする事項</li> </ul>
2. 保健福祉局福祉部長挨拶	
福祉部長	挨拶
3. 行政説明	
議長 (藤谷会長)	<p>本会議の公開。 傍聴人の人数を10人と定め、傍聴席の許可は先着順に行う。 6名の傍聴人入場。</p> <p>【行政説明】(1)「平成29年度一般介護予防事業について」、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>(1)「平成29年度一般介護予防事業について」、当日資料に基づき事務局説明する。</p> <p>介護が必要となった主な原因として、脳血管疾患、認知症、高齢による衰弱。</p> <p>高齢による衰弱の要因である「フレイル」は、自身の日常の生活を見直すことで、介護が必要な状態をある程度防ぐことが可能。</p> <p>介護予防の3原則である、①運動、②口腔ケアを含めた栄養、③社会参加を念頭に置き、一般介護予防事業（以下に実施事業紹介）を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ますます元気教室</li> </ul> <p>いきいき百歳体操を通じて、体力づくりと仲間づくりを確保、そのほかに認知症の症状などの座学、コグニサイズや体力測定、市の取組などを紹介。</p> <p>皆で集まり体操を行うことで参加者同士の交流創出、地域づくりに資するものと期待。</p> <p>高齢期の栄養、口腔機能を知り、自身の日常の生活を見直し、参加者同士の交流できる内容としている。</p> <p>介護予防では、参加意欲、自発性、継続性がポイント。高齢者の身近な通える場所で、週1回以上継続して体操ができる「住民主体の通いの場」を創出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきサポーター養成講座</li> </ul> <p>いきいき百歳体操を取り入れた自主グループのリーダーを養成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul> <p>介護予防の取組を機能強化するためのリハビリ専門職の派遣事業。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の派遣による地域リハビリテーション活動支援事業（新規）。高齢者サロン等での集団栄養教育、介護職員向け技術的助言実施。</li> </ul>
議長	<p>【行政説明】（２）「平成３０年度介護保険制度の改正について」、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>（２）「平成３０年度介護保険制度の改正について」、当日資料に基づき事務局説明する。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業への移行、全地域包括支援センターに生活支援コーディネーターの配置（平成２８年１０月）。</p> <p>これまでの介護保険の制度改正では、地域包括支援センターの設置（平成１８年４月）、介護予防・日常生活支援総合事業の創設（平成２４年４月）、地域包括支援センターケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（平成２７年４月）を掲げ、今年度、介護保険制度の改正内容が示された。</p> <p>地域包括支援センターケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（「地域包括支援センターケア強化法」）の概要説明。 「地域包括支援センターケア強化法」は２本柱で構成。</p> <p>１本目の柱：地域包括支援センターケアシステムの深化・推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組       <ol style="list-style-type: none"> <li>①データに基づく課題分析と対応</li> <li>②適切な指標による実績評価</li> <li>③インセンティブの付与</li> </ol> </li> <li>・医療・介護の連携等の推進等       <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護医療院の創設</li> </ol> </li> <li>・地域共生社会の実現に向けた取組の推進等       <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護保険と障害福祉の「共生型サービス」を位置付け</li> </ol> </li> </ul> <p>２本目の柱：介護保険制度の持続可能性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険利用者負担の見直し</li> <li>・介護納付金の総報酬割</li> </ul> <p>先に開催の全国介護保険担当課長会議の配布資料に地域包括支援センターの強化等の記載あり。内容は２点。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>１点目：地域包括支援センターの評価を通じた業務の改善や体制整備の推進。</li> <li>２点目：地域共生社会の実現に向け、すべての人々が様々な困難を抱える場合であっても、適切な支援を受けることができるような地域包括支援センターのような支援体制を整備することが必要。</li> </ol>

	具体的な支援や内容等は、国の動向を注視し協議、検討予定。
議長	【行政説明】(3)「地域包括支援センター評価表の見直し及び在宅介護支援センター事業計画書作成、業務評価の実施について」、事務局に説明を求める。
事務局	<p>(3)「地域包括支援センター評価表の見直し及び在宅介護支援センター事業計画書作成、業務評価の実施について」、当日資料に基づき事務局説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書の様式について 平成28年度第2回運営協議会での意見を反映。 介護予防ケアマネジメントの項目を修正。</li> <li>・評価表の見直しについて 評価者の各区高齢介護課と評価基準の内容を検討。 国において全国統一の評価指標を策定するとの情報あり。 国の動向を注視し検討を進める予定。</li> <li>・在宅介護支援センターの事業計画書及び業務評価について 地域包括支援センターの事業計画書、評価書を参考に作成予定。</li> </ul>
4. 議事	
議長	議事(1)「平成28年度さいたま市地域包括支援センター運営状況等について」、事務局に説明を求める。
事務局	<p>議事(1)平成28年度さいたま市地域包括支援センター運営状況等について、事前送付資料に基づき事務局説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターは4業務を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合相談支援業務</li> <li>②権利擁護業務</li> <li>③地域包括支援センター的・継続的ケアマネジメント</li> <li>④介護予防ケアマネジメント業務</li> </ul> </li> <li>・介護者サロン実施一覧により説明。</li> <li>・決算状況一覧により説明。</li> <li>・権利擁護事業実績報告を説明。</li> </ul>
清水委員	地域包括支援センターの地域活動の回数、参加人数に極端な違いがあるようだが、地域的なことが要因か。
事務局	各地域の課題などに応じて開催しているため、地域活動の開催回数、参加人数の違いが生じると伺っている。地域の実情によって開催回数などが違うと認識。
角田委員	平成28年度の決算は10地域包括支援センターが赤字、平成29年度

	の予算は3地域包括支援センターが赤字であることに対する市の考えは。
事務局	地域包括支援センターごとに条件付けをして業務委託費を算出していない。そのため、地域包括支援センターの運営法人の運営方針などに影響はあると思う。 調査・分析は必要と考えているが、実施に至っていない状況。
長塩委員	圏域ごとの75歳以上の人数または高齢化率は。
事務局	作成時点での資料を持ち合わせていないが、代わりに第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における高齢化率で報告。
佐々木委員	介護支援事業の委託件数は、地域包括支援センターの業務が影響しているのか。
事務局	地域包括支援センターの業務に係る人員は、各圏域の高齢者人口に応じて配置するよう条例で定めているところ。 地域包括支援センターの業務量と介護予防委託件数との関係の把握は、できていない。
清水委員	居宅介護支援事業者の立場から補足する。 要支援者の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが受け持つが要介護認定者が要支援と判定された場合などは、同じケアマネジャーが対応した方が良い例がある。 その際、地域包括支援センターから予防支援の受託があるため、件数が多くなると考えられる。
議長	議事(2)「平成28年度さいたま市地域包括支援センター業務評価について」、事務局に説明を求める。
事務局	議事(2)平成28年度さいたま市地域包括支援センター業務評価について、事前送付資料に基づき事務局説明する。 ・地域包括支援センターの業務評価 評価対象期間：平成28年4月から平成29年1月まで 評価時期：平成29年2月。
佐々木委員	地域包括支援センターの自己評価と区の評価がほぼ同じで、C評価が少ない。適正に判断していると言えるのか。
事務局	評価には、基準を設け実施。地域包括支援センターの自己評価に対して、区高齢介護課がヒアリングを実施し評価しており、適正に判断していると認識。
議長	評価方法の個別評価が大区分評価となるのか。点数化はしているのか。
事務局	個別評価を点数化し、大区分評価としている。
議長	評価の審議箇所を明確化してもらえるとありがたい。

	高い評価の地域包括支援センターは、何が上手くいっているのか。
長塩委員	C評価の地域包括支援センターは、必要職員数が足りないのか。 職員が足りないと地域の声が拾えないのではないか。 地域の声があっても、やりきれない、地域包括支援センターの能力を超えているのか。 職員配置がCとはどういうことか。 C評価のフォローアップを事務局は検討していただきたい。
事務局	C評価でも、区は地域包括支援センターの問題等は把握していると認識。
長塩委員	地域包括支援センターとして抱えきれない問題はどのように対応しているのか。岩槻区として問題の検討・把握をしているか。
岩槻区高齢介護課長	職員配置がC評価の理由は、配置職員が少ない期間があった。 その間は区も一丸となり地域包括支援センターと連携をとっている。
保坂委員	地域包括支援センターの成年後見制度で、地域包括支援センターで件数に差がある。件数と評価は関係があるのか。
事務局	件数が多いから良い、少ないから良くないということではなく取組み内容等に対する評価。 件数と評価は関係しない。
保坂委員	件数については、地域包括支援センターが対応している事を行政もバックアップし、数字に示してほしい。 オレオレ詐欺などの被害についても警察からは減っていないと聞く。 家庭を訪問した際には、こちらでも話をしているが、地域包括支援センターや行政でも丁寧に対応してほしい。
議長	議事（3）「平成28年度さいたま市在宅介護支援センターの実績報告等について」、事務局に説明を求める。
事務局	議事（3）平成28年度さいたま市在宅介護支援センター実績報告等について、事前送付資料に基づき事務局説明する。 ・在宅介護支援センターは3業務を実施 ①総合相談支援業務 ②会議地域福祉活動 ③見守り支援業務 ・自己評価 2月から3月に実施 3月末までに地域包括支援センター・在支総合支援センターと各区高齢介護課に提出。
清水委員	総合相談の件数に差がある。ひかりさんの0の理由は。

岩槻区高齢介護課長	地域包括支援センターで相談を受け、その後、ひかりに引き継がれるため0件。
清水委員	地域包括支援センターと在支の関係は地域によって違いがあるのか。
根本委員	ひかりは在宅介護支援センターを辞めた。だから相談件数が0となっている。
佐々木委員	単に0が7か所増えたのか、それとも地域包括支援センターからの引き継ぎによる0なのか？
議長	在宅介護支援センターと地域包括支援センターとの関係性がみえない。地域包括支援センターと在宅介護支援センターには、それぞれ市から支出しており二重払いにあたらぬか。地域包括支援センターと在支に主従関係はあるのか。
事務局	地域包括支援センター業務と在宅介護支援センター業務は別であり重複の支払いには該当しない。
議長	同一法人で地域包括支援センターと在宅介護支援センターを受託しているところは、それぞれに委託費が支払われるのか。
事務局	地域包括支援センター業務と在宅介護支援センター業務を同一法人が受託されている場合でも、委託費は、それぞれ支払う。
議長	議事（４）「平成２８年度介護予防事業実施状況」について、事務局に説明を求める。
事務局	議事（４）平成２８年度介護予防事業実施状況等について、事前送付資料に基づき事務局説明する。 介護予防事業は、平成２８年度までは一次予防事業と二次予防事業として実施。 参加者は、一次予防事業では前年度に比べ増加、二次予防事業では前年度に比べ若干減少。
清水委員	一次予防、二次予防は、平成２９年度から一般介護事業に組み入れることでよいか。
議長	平成２９年度から一般介護事業へ制度変更となった。 議事（５）「平成２８年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書等について」、事務局に説明を求める。
事務局	議事（５）平成２９年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書について、事前送付資料に基づき事務局説明する。 各地域包括支援センターが考える圏域の課題とその課題解決に向けた取り組みを記載。
長塩委員	高齢者生活支援コーディネーター活動連携について、前回会議で提案したところ事業計画に反映していただいた。

	高齢者生活推進会議と地域支援会議の違いと連携は。
事務局	<p>地域包括支援センター主催の「地域支援個別会議」「地域支援会議」、区役所主催の「区地域包括支援センター連絡会」、本運営協議会の4つの会議体を本市では「地域ケア会議」と呼んでいる。</p> <p>高齢者生活支援推進会議(第2層協議体)と地域支援個別会議の違いは、地域活動情報の共有、地域で活動する方々の関係を広げ深めることを目的としているのか、個別検討課題の積み重ねによるケアマネジャー支援、多職種による課題の共有化を目的としているかの違いである。</p> <p>そのため、会議の構成員も異なる。</p>
角田委員	協議会の名称が統一されていないようだが。
事務局	第2層協議会の会議名称は、高齢者生活推進会議としているが、特段の定めはない。各圏域にあった愛称で良いと考えている。
長塩委員	地域ケア会議のメンバーが協議会のメンバーとして活動することは。
事務局	地域支援会議の構成員が協議体の構成員となっている、圏域や地域包括支援センターがあると伺っている。
清水委員	事業計画に生活支援コーディネーターの記載があるが、予算には含めているか。
事務局	生活支援コーディネーター事業は別予算による業務である。
清水委員	生活支援コーディネーターの記載のない地域包括支援センターがあるようだが、生活支援コーディネーターが配置できていないのか。
事務局	全ての地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置済。
議長	議事(6)「平成29年度さいたま市区地域包括支援センター連絡会の開催状況について」、事務局に説明を求める。
西区高齢介護課長	<p>6月16日開催。困難事例や消費者被害増に伴い区と連携し対応。</p> <p>地域課題は、エリアが広く各地域に高齢者が多い地域もあり、孤立している高齢者もいる模様。</p>
事務局	全区から報告する予定でいたが、時間の都合により、西区、中央区、浦和区、岩槻区の4区からの報告としたい提案あり。
議長	事務局から提案があり、異議なしの発言あり、事務局の提案承認。
中央区高齢介護課長	<p>6月22日開催。区の窓口対応用にマニュアルを作成、各地域包括支援センターに配布。</p> <p>地域包括支援センターでの困難事例の捉え方で報告件数に差が出てしまうとの意見あり。</p>
浦和区高齢介護課長	6月22日開催。認知症サポーター養成講座の取組みについて意見あり。平成27年度末に浦和区メイト会の立ち上げ、平成28年度からメイ



	<p>ト会による認知症サポーター養成講座の開催支援実施。</p> <p>今年度開催の認知症サポーターステップアップ講座と同様、キャラバンメイトが講座を開設できるフォローアップ研修などの支援が必要。</p> <p>地域包括支援センターの委託料が適正なのかとの意見あり。</p>
岩槻区高齢介護課長	<p>6月28日開催。</p> <p>区の面積は広いが、交通手段なく外出できないこと、運転免許証返納後の対策検討が必要であり課題。</p> <p>地域資源では、通いの場の立ち上げに、場所・資金・人がいない。コンビニの移動販売など地域の現状把握が必要。</p>
議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>議事(7)「その他」について、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>議事(7)その他について、事務局説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営協議会の委員改選 現委員の任期は平成30年3月31日まで。 改選にあたり、所属団体あて推薦を依頼予定。</li> <li>・地域包括支援センターの名称と移転 北区北部圏域の「見沼緑水苑」が、「緑水苑」に名称変更へ検討中。 北区東部圏域の「諏訪の苑」が、圏域内での事務所移転を検討中。</li> </ul>
議長	<p>本日の議事について終了。</p>
5. 閉会	
事務局	<p>事務局から事務連絡。</p> <p>平成30年度の制度改正を控え、地域包括支援センターの事業計画など関連事項の変更等生じる可能性あり。</p> <p>次回の運営協議会は、来年1月を予定。</p> <p>平成29年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会閉会。</p>